税の申告はお早めに！

市・県民税、所得税の申告受け付けが始まります。

提出期間…2月18日（月）～3月15日（金）※土・日を除く

提出場所…市役所税務課、野栄総合支所

相談会場…市民ふれあいセンター2階第3会議室、野栄総合支所1階会議室（どちらの会場でも相談できます）

日曜申告相談・受付…2月24日と3月3日の9時から12時までと13時から16時までです。会場は、市民ふれあいセンターのみで、野栄総合支所では行いません。

【申告に関する問い合わせ先】

所得税、消費税の確定申告…銚子税務署☎0479・22・1571

市・県民税の申告…税務課市民税班☎73・0087

市・県民税の申告

【申告が必要な人】

次の要件に当てはまる人は、市・県民税の申告が必要です。また、今年、市・県民税の申告が必要と思われる人には1月下旬に市・県民税申告書を郵送しました。なお、それ以外の人で市・県民税申告書が必要な人は税務課までご連絡ください。

◆平成25年1月1日現在、匝瑳市の住民で、平成24年中に所得のあった人

◆給与所得者の場合は通常、申告する必要はありませんが、次に当てはまる人は申告が必要です。

①勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書が提出されていない人

②給与所得のほかに、事業所得など給与所得以外の所得があった人

◆無収入だった人でも申告をお願いします。

平成24年中に老齢や無職などにより所得が無かった人、扶養されていた人、平成6年4月1日生まれ以前の学生の人などは市・県民税申告書の裏面にその旨を記載の上、提出をお願いします（国民健康保険税の軽減適用や非課税証明書などの発行の基礎資料になりますので、忘れずに申告してください）。

◆給与所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告の必要はありませんが、市・県民税の申告は必要です。

●年金所得者の申告手続の簡素化について

その年において公的年金などに係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないとされております。

なお、この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

また、公的年金など以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても市・県民税の申告が必要です。

【申告をしなくてもよい人】

◆給与所得だけの人で、勤務先から給与支払報告書が匝瑳市へ提出されている人

◆平成24年分所得税の確定申告書を提出した人、または提出する人

申告書作成相談会等日程表

各種相談	日　程	相談時間	会　場	対　象
申告書作成相談会	2月8日（金）	9:30～12:00 13:00～15:30	市民ふれあいセンター2階会議室	所得税、事業税、市・県民税申告（譲渡所得者は除く）
税理士による無料相談会	2月8日（金）	9:30～12:00 13:00～15:30	市民ふれあいセンター2階会議室	所得300万円以下の事業者（医師、弁護士、譲渡所得者は除く）
税務署職員の出張相談	2月27日（水） 2月28日（木）	9:30～12:00 13:00～15:30	市民ふれあいセンター2階第3会議室	譲渡所得のある人は、税務署職員出張相談日にご相談ください。
申告相談・受付	2月18日（月）～3月15日（金）土・日を除く	9:00～12:00 13:00～16:00	相談…市民ふれあいセンター、野栄総合支所 提出のみ…匝瑳市役所税務課、野栄総合支所	原則として譲渡所得者、消費税申告は除く。
日曜申告相談・受付	2月24日（日） 3月3日（日）	9:00～12:00 13:00～16:00	市民ふれあいセンター2階第3会議室	原則として譲渡所得者、消費税申告は除く（野栄総合支所では行いません）。

※混雑時（特に午前中）は相談の受け付けを早めに切り上げる場合があります。

所得税の確定申告

【確定申告が必要な人】

◆事業所得や不動産所得などがあり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人

◆給与収入額が2千万円を超える人、または給与を2か所以上から受けている人

◆給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

◆土地や建物などを売った譲渡所得がある人

【還付申告をする人】

給与所得者や年金所得者などで源泉徴収された所得税について、住宅ローン控除や医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合には2月18日以前でも提出できます。電子申告をする人は国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告することができます。ただし、電子申告には、電子署名や電子証明書が必要になります。また、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などは、プリントアウト（白黒でも可）して、銚子税務署に提出することもできます。

記入の済んだ確定申告書は「提出用」と添付書類を確認して銚子税務署へ郵送してください。

なお、申告したことを証する「控え」が必要な人は次のものを同封してください。後日銚子税務署から収受印が押された「控え」が返送されます。

①申告書「提出用」
②申告書「控え」
③切手を貼った返信用封筒（郵便番号、住所、氏名を記入したもの）

◆郵送先
〒2888－8666　銚子市栄町2－1－1　銚子税務署
☎0479・22・1571

◆来署による受付・相談会場
銚子市三軒町19－4「銚子商工会館3階」（JR銚子駅より徒歩4分）

申告相談時のお願い

申告書は、ご自分で正しく作成していただく「自書申告」で、早めの提出をお願いしています。つきましては、相談会場において申告書作成のアドバイスをしますので、相談を希望する人は次の書類などを持ってお越しください。

なお、混雑時は早めに受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

○印鑑
○平成24年中の所得を証明する書類（源泉徴収票など）
※事業所得や不動産所得などがある人は、売上、仕入、経費などを集計した帳簿など
○国民健康保険税、介護保険料、医療費を控除する場合は領収書
○国民年金保険料、生命保険料、地震保険料を控除する場合は控除証明書

消費税の申告（個人事業者）

平成22年分（基準期間）の課税売上高が1千万円を超えた人は、平成24年分の「課税事業者」となります。また、この基準期間の課税売上高が5千万円以下の人で、平成23年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を銚子税務署に提出した人は「簡易課税制度」による、みなし仕入れ率の適用で申告することができます。

なお、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していない人は、「一般課税（本則課税）」での申告となりますので銚子税務署にご相談ください。

◆国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」で、消費税の申告書を作成することができます。

◆消費税の申告と納税は、4月1日（月）までです。

◆消費税の納税も便利な「口座振替」をご利用ください（所得税とは別に申し込みが必要です）。

原付バイクや軽自動車などの廃車・名義変更の届けはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、5月中旬に納付書を郵送します。年度途中に廃車などの手続きをしても年税額がかかります。廃車などの手続きが必要な人は、3月29日（金）までに届け出をしてください。

なお、盗難に遭った場合、警察へ盗難届を出した時点で自動的に廃車にはなりません。盗難届を出した警察署名、届け出年月日、受理番号を控えた上で廃車の届け出をしてください。

【廃車・名義変更・住所変更などの届け出先】

◆125cc以下のバイク、小型特殊自動車
税務課市民税班☎73－0087

◆125cc超のバイク
関東運輸局千葉運輸支局
☎050－5540－2022

◆三輪または四輪の軽自動車
軽自動車検査協会千葉事務所
☎043－245－0163

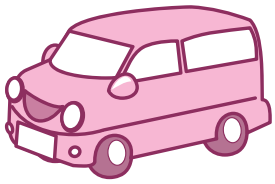

問税務課市民税班☎73－0087

建物を取り壊したときには…

固定資産税の課税基準日は毎年1月1日です。平成24年12月31日までに課税の対象となっている建物を取り壊した人で滅失登記をしていない人は、税務課へ届け出をしてください。

※届け出がないままですと、課税の対象となってしまう場合がありますので、必ず届け出をしてください。

問税務課資産税班☎73－0087